

臨時報告第 8 号様式

矯正局長 殿 仙台矯正管区長	福島刑発第 2 1 6 1 号 令和 6 年 1 2 月 2 5 日 福島刑務所長
----------------------	---

自殺既遂事案報告（刑事施設）

事案の概況
 令和 6 年 1 2 月 7 日（土）午前 7 時 5 1 分頃、当所 〇〇 夜間勤務職員看守 A（以下「A 看守」という。）が 〇〇 を実施するため、〇〇 階第 〇 室を視察した際、同室に収容されていた刑事被告人 X（以下「事故者」という。）が、靴下とタオルを連結して、靴下側の一端を同室窓側にある鉄格子の最上部に結び付け、タオル側のもう一端を輪状にして、同輪の中に首を入れて、同窓を背にして立った状態で、い首しているのを発見し、直ちに非常ベル通報した。
 同通報後、駆け付けた職員により、直ちに救命措置を講ずるとともに、同時 5 7 分頃、同所から 1 1 9 番通報し、外部医療機関に緊急搬送したものの、同日午後 1 0 時 4 2 分、同医療機関医師により死亡が確認されたもの。

事案の状況	1 発 生 年 月 日 2 発 生（発 覚）時 刻 3 場 所 4 方 法 5 経 緯	1 令和 6 年 1 2 月 7 日（土） 2 午前 7 時 5 1 分頃 3 〇〇 階第 〇 室 4 事故者は、靴下とタオルを連結して、靴下側の一端を同室窓側にある鉄格子の最上部に結び付け、タオル側のもう一端を輪状にして、同輪の中に首を入れて、同窓を背にして立った状態で、い首した。 5 (1) 〇〇 事故者は、〇〇 〇〇 の刑事被告人として、〇〇 から当所に入所したところ、〇〇 から 〇〇 (2) 〇〇 〇〇
-------	---	---

		<p>(10) 同時19分頃、当所から搬送先の外部医療機関に向けて同救急車が出発した。</p> <p>(11) 同時27分頃、同救急車が同医療機関に到着した。</p> <p>(12) 同時35分頃、事故者を ██████████ した。</p> <p>(13) 同時57分頃、福島地方検察庁に ██████████ について通報した。</p> <p>(14) 同9時1分頃、福島警察署に本件事案について110番通報した。</p> <p>(15) 同時26分頃、 ██████████</p> <p>(16) 同日午後10時42分、同医療機関医師により、脳血流障害による事故者の死亡が確認された。</p> <p>(17) 同時48分頃、福島地方検察庁に死亡したことについて通報した。</p> <p>(18) 同11時6分頃、福島警察署に死亡したことについて通報した。</p> <p>(19) ██████████ ██████████ ██████████ ██████████ ██████████ ██████████</p> <p>(20) 同月8日(日)午前零時30分から同1時50分まで、同医療機関において、司法検視及び行政検視が実施され、██████████ はなく、死因が脳血流障害であり、事件性は認められないことから、司法解剖は行う必要はないと判断された。</p> <p>(21) ██████████ ██████████ ██████████</p>
6	使用器具	6 該当事項なし
7	逮捕制圧等の状況	7 該当事項なし
8	事故による犯罪	8 該当事項なし
9	その他の	9 該当事項なし

事故者	<p>1 関係者の種別</p> <p>2 身分（性別）</p> <p>3 氏名</p> <p>4 生年月日</p> <p>5 罪名又は事件名</p> <p>6 刑名・刑期</p> <p>7 入所日</p> <p>8 刑の終了日</p> <p>9 入所又は入院度数</p> <p>10 制限区分及び優遇区分又は処遇の段階</p> <p>11 所内における行状</p> <p>12 住所</p> <p>13 本籍</p> <p>14 要注意者等の指定の有無</p>	<p>1 自殺した刑事被告人</p> <p>2 刑事被告人（男）</p> <p>3 [REDACTED]</p> <p>4 [REDACTED]（2 [REDACTED] 歳）</p> <p>5 [REDACTED]</p> <p>6 該当事項なし</p> <p>7 [REDACTED]</p> <p>8 該当事項なし</p> <p>9 [REDACTED]</p> <p>10 該当事項なし</p> <p>11 [REDACTED]</p> <p>12 [REDACTED]</p> <p>13 [REDACTED]</p> <p>14 [REDACTED]</p>
職員の状況	<p>1 配置及び勤務状況</p> <p>2 監督方法</p> <p>3 職責処理の状況</p>	<p>1 本件事案発生時、[REDACTED]には、夜間勤務職員 [REDACTED] 名が配置されていた。</p> <p>2 監督者である監督当直者・副監督当直者・夜勤監督者が、それぞれ適宜巡回し、被収容者の動静及び職員の勤務状況を確認した上、監督していた。</p> <p>3 該当事項なし</p>
事態収拾の措置	<p>1 職員の非常招集</p> <p>2 非常配置箇所数、時間及び人員</p> <p>3 特別機動警備隊又は管区機動警備隊出動の有無、出動した場合にはその活動状況</p> <p>4 警察官署への依頼</p>	<p>1 電話連絡により、処遇部門等職員 [REDACTED] 名を非常招集した。</p> <p>2 該当事項なし</p> <p>3 該当事項なし</p> <p>4 該当事項なし</p>

関係者に対する措置	<p>1 懲罰又は懲戒</p> <p>2 事件送致等</p>	<p>1 該当事項なし</p> <p>2 該当事項なし</p>
事案の原因・動機	<p>1 関係者の動機</p> <p>2 施設側の問題点等</p>	<p>1 居室検査等の結果、遺書等は発見されず、外部交通の記録からも、自殺をほのめかす記載等は見当たらないことから、動機等は不明である。</p> <p>2 該当事項なし</p>
改善事項	<p>1 問題点等に対する改善した事項</p> <p>2 問題点等に対する改善すべき事項</p>	<p>1 該当事項なし</p> <p>2 該当事項なし</p>
その他参考事項	<p>1 収容人員</p> <p>2 取材、報道関係</p>	<p>1 本日現在682名（収容定員：1,655名）</p> <p>2 令和6年12月8日（日）午後1時27分、福島県記者クラブに本件事案の公表を実施したところ、計10社（①読売新聞、②毎日新聞社、③河北新報、④時事通信、⑤朝日新聞、⑥福島民友、⑦福島民報、⑧福島中央テレビ、⑨福島放送、⑩共同通信）から電話による取材があり、同月10日（火）、計5社（①読売新聞、②毎日新聞社、③河北新報、④福島民友、⑤福島民報）の朝刊に掲載された。</p>

	3 遺 族 感 情 等	3 [REDACTED]
	4 そ の 他	<p>4</p> <p>(1) 令和6年12月16日付け所長指示第132号「自殺事故の防止について」を発出した上、本件事案を全職員に周知し、同種事案の再発防止のため、動静視察及び心情把握等に留意するよう注意を喚起した。</p> <p>(2) 令和6年12月18日付け所長指示第134号「自殺事故が発生したことに係る研修の実施について」を発出した上、同種事案の再発防止に万全を期す目的から、各職域において、本件事案に係る職員研修を実施した。</p> <p>(3) 本件自殺事案との直接の因果関係は認められず、かつ、職員の巡回疎漏等も認められないものの、当所においては、平成19年5月30日付け法務省矯成第3343号矯正局長通達「就寝の時間帯における被収容者等の動静を把握するための巡回視察について」に基づき、</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED] 令和6年12月16日付け所長指示第133号「就寝の時間帯における被収容者の動静視察を把握するための巡回視察について」を発出し、</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED] 運用に改めた。</p>